

砥部町下水道マンホール蓋デザイン使用取扱要綱

令和 5 年 8 月 7 日
砥部町告示第 147 号

(目的)

第 1 条 この告示は、砥部町の下水道マンホール蓋のデザイン（以下「デザインという。」）を使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、本町の下水道に対する理解と関心を高めることを目的とする。

(デザインの定義)

第 2 条 デザイン及び配色は、別図のとおりとする。

(使用承認の申請等)

第 3 条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ砥部町下水道マンホール蓋デザイン使用承認申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本町が使用する場合
- (2) 官公署が公共の目的で使用する場合
- (3) 教育機関が教育の目的で使用する場合
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (5) 個人が非営利の目的で情報発信をするために使用する場合
- (6) その他管理者が適当と認めた場合

(使用承認)

第 4 条 管理者は前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査してその適否を決定し、砥部町下水道マンホール蓋デザイン使用承認（不承認）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 管理者は、当該申請にかかるデザインの使用が次のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 本町の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合
- (4) 砥部町暴力団排除条例（平成 23 年砥部町条例第 16 号）第 2 条第 1 号に

規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等が使用するおそれがある場合

- (5) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用するおそれがある場合
- (6) デザインを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあると認められる場合
- (7) 申請内容に虚偽があると認められる場合
- (8) その他承認することが不適切と認められる場合

3 管理者は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更の申請)

第 5 条 前条第 1 項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ、砥部町下水道マンホール蓋デザイン使用変更等承認申請書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて管理者に提出し、その承認を得なければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査してその適否を決定し、砥部町下水道マンホール蓋デザイン使用変更等承認（不承認）通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(使用の報告)

第 6 条 デザインを使用して作成し、又は製造する商品等（以下「使用品等」という。）は、完成後、速やかに管理者へその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

2 前項の規定は、前条第 2 項の規定により変更の承認を受けて使用品等を完成させた場合にも適用する。

(使用料)

第 7 条 デザインの使用は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第 8 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、管理者の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) デザインを使用するにあたって、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）等に基づく新たな権利の設定を行わないこと。

(承認内容の取消し等)

第 9 条 管理者は、デザインの使用がこの告示又は承認の内容に違反している

と認められる場合は、当該承認を取り消し、使用品等の回収を求めることができる。この場合において、使用者に損害が生じても、管理者はその責めを負わないものとする。

- 2 前項の規定による承認の取り消しは、砥部町下水道マンホール蓋デザイン使用承認取消通知書（様式第5号）をもって行うものとする。

（事故、苦情の処理）

第10条 デザインの使用に際し、使用品等に関する事故、苦情等が発生した場合における一切の責任は、使用者に帰するものとし、本町は一切の責任を負わないものとする。

- 2 前項の処理に関して、本町が費用を負担した場合は、その実費を使用者に請求できるものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、デザインの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別図（第2条関係）

砥部町下水道マンホール蓋（カラー）



砥部町下水道マンホール蓋（モノクロ）



様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

砥部町上下水道事業管理者
砥部町長 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

砥部町下水道マンホール蓋デザイン使用承認申請書

砥部町下水道マンホール蓋デザインを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 対 象 物 件 （使用するデザイン名）	
使用目的及び使用方法	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日
販 売 予 定 価 格 （販売目的でない場合は記入不要）	
使 用 数 量	
添 付 書 類	1 企画書（商品名・レイアウト・図案等） 2 その他参考資料
連 絡 先	担 当 者 電話番号

様式第 2 号(第 4 条関係)

第 年 月 日 号

様

砥部町上下水道事業管理者
砥部町長 印

砥部町下水道マンホール蓋デザイン使用承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった砥部町下水道マンホール蓋デザインの
使用について下記のとおり決定したので通知します。

記

1 使用内容の決定

承認する 承認しない

2 承認しない理由

3 使用承認期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 使用に関する条件

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

砥部町上下水道事業管理者
砥部町長 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

砥部町下水道マンホール蓋デザイン使用変更等承認申請書

砥部町下水道マンホール蓋デザインの使用（承認番号第 号）について、
下記のとおり変更したいので申請します。

記

使 用 対 象 物 件 （使用するデザイン名）		
変 更 す る 事 項	現	
	新	
変 更 理 由		
連 絡 先	担 当 者 電話番号	

※添付資料

変更内容が確認できる資料

様式第 4 号(第 5 条関係)

第 年 月 日 号

様

砥部町上下水道事業管理者
砥部町長



砥部町下水道マンホール蓋デザイン
使用変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった砥部町下水道マンホール蓋デザイン
の使用（承認番号第 号の変更）について、下記のとおり決定したので通
知します。

記

1 使用内容の決定

承認する

承認しない

2 承認しない理由

3 使用承認期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 使用に関する条件

様式第 5 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

砥部町上下水道事業管理者
砥部町長



砥部町下水道マンホール蓋デザイン使用承認取消通知書

年 月 日付けで申請のあった砥部町下水道マンホール蓋デザイン
の使用（承認番号第 号）について、下記の理由により取り消します。

記

（使用承認取消の理由）